

福井県報

号外第47号
平成25年
5月14日(火)
火・金曜日発行
1月1,750円郵送料共

目次

告示

- 内水面に係る共同漁業および区画漁業の免許の内容たるべき事項の決定(二七四・水産課)……………1
- 海面に係る共同漁業、区画漁業および定置漁業の免許の内容たるべき事項の決定(二七五・同)……………4

告示

福井県告示第274号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき、共同漁業および区画漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、存続期間、申請期間および関係地区または地元地区を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成25年5月14日

福井県知事 西川 一誠

共同漁業

- 1 免許予定日
平成25年9月1日
- 2 存続期間
平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
- 3 申請期間
平成25年6月3日から同年7月19日まで
- 4 免許の内容たるべき事項および関係地区
公示番号 内共第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第五種 共同漁業	あ ゆ漁業	1月1日から 12月31日まで

〃	こ い	〃
〃	ふ な	〃
〃	い わ な	〃
〃	あ ま ご	〃
〃	や ま め	〃
〃	も く ず が に	〃

イ 漁場の位置

福井市(旧越廼村、旧清水町および旧美山町を除く)、大野市(旧和泉村を除く)、勝山市、吉田郡永平寺町および坂井市

ウ 漁場の区域

次の基点第1号と基点第2号とを結ぶ線および基点第3号と基点第4号とを結ぶ線との間の九頭竜川本流および支流の区域。

ただし、(ア)と(イ)とを結ぶ線から上流の竹田川の区域、基点第5号と基点第6号とを結ぶ線から上流の日野川の区域、永平寺川ダム本体下流側の取付護岸下流端から上流450メートルまでの間の永平寺川本流および支流の区域および(ウ)と(エ)とを結ぶ線、(オ)と(カ)とを結ぶ線、(キ)と(ク)とを結ぶ線および(ケ)と(コ)とを結ぶ線との間の真名川本流および支流の区域を除く。

基点第1号 坂井市三国町宿三国旧防波堤突端

基点第2号 坂井市三国町新保防波堤突端

基点第3号 大野市下打波52字3-10と大野市下山72字1-19との境界(九頭竜川右岸)から真方位325度の線と対岸との交点(通称馬谷)

基点第4号 基点第3号から真方位86度の線(天然巨大岩石頂点を見通した点)と対岸との交点

基点第5号 福井市田ノ谷町九頭竜川左岸と同町日野川左岸との交差点

基点第6号 福井市郡町九頭竜川左岸と同町日野川右岸との交差点

(ア) 坂井市三国町港橋橋台下流端を結ぶ線と竹田川左岸との交差点

(イ) 坂井市三国町港橋橋台下流端を結ぶ線と竹田川右岸との交差点

(ウ) 大野市堀兼真名川堀兼えん堤下流端と真名川左岸との交差点

(エ) 大野市堀兼真名川堀兼えん堤下流端と真名川右岸との交差点

(オ) 笹生川ダム本体上流側の流木止め左岸設置位置

(カ) 笹生川ダム本体上流側の流木止め右岸設置位置

(キ) 雲川ダム本体上流端から上流1600メートルの熊河川左岸

(ク) 雲川ダム本体上流端から上流1600メートルの熊河川右岸

(ケ) 雲川ダム本体上流端から上流1600メートルの温見川左岸

(コ) 雲川ダム本体上流端から上流1600メートルの温見川右岸

(2) 制限または条件

次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第275号 大飯郡高浜町神野浦地先城浦に設置した標柱

(ア) 基点第275号から真方位330度260メートルの点

(イ) 基点第275号から真方位319度325メートルの点

(ウ) 基点第275号から真方位280度268メートルの点

(エ) 基点第275号から真方位276度180メートルの点

(2) 地元地区

大飯郡高浜町神野浦

公示番号 区第105号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第一種区画漁業

名称 ぶり、かんぱち、ふぐ、たい、すずき、しまあじおよびいさき小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町日引地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第417号 大飯郡高浜町日引地先取崎鼻に設置した標柱

基点第418号 大飯郡高浜町日引地先恵良鼻に設置した標柱

(ア) 基点第418号から真方位150度400メートルの点

(イ) 基点第418号から真方位172度70メートルの点

(ウ) 基点第417号から真方位343度170メートルの点

(エ) 基点第417号から真方位109度115メートルの点

(オ) 基点第417号から真方位194度260メートルの点

(カ) 基点第417号から真方位163度420メートルの点

(2) 地元地区

大飯郡高浜町日引

公示番号 区第106号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第一種区画漁業

名称 わかめ養殖業

時期 10月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町上瀬地先

ウ 漁場の区域

次の基点第399号、(ア)、(イ)、基点第400号および基点第399号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第266号 大飯郡高浜町音海地先帯ヶ崎に設置した標柱

基点第398号 大飯郡高浜町音海地先道路ヶ鼻に設置した標柱

基点第399号 大飯郡高浜町上瀬地先赤崎に設置した標柱

基点第400号 大飯郡高浜町上瀬地先秀ヶ崎に設置した標柱

(ア) 基点第399号から基点第266号を見通す線上250メートルの点

(イ) 基点第400号から基点第398号を見通す線上250メートルの点

(2) 地元地区

大飯郡高浜町上瀬

公示番号 区第107号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第一種区画漁業

名称 ぶり、しまあじ、ふぐ、たい、さばおよびいさき小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町上瀬地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第399号 大飯郡高浜町上瀬地先赤崎に設置した標柱

基点第400号 大飯郡高浜町上瀬地先秀ヶ崎に設置した標柱

(ア) 基点第400号から基点第399号を見通す線上300メートルの点

(イ) 基点第400号から基点第399号を見通す線上100メートル

の点

(ウ) 基点第400号から真方位255度160メートルの点

(エ) 基点第400号から真方位227度330メートルの点

(2) 地元地区

大飯郡高浜町上瀬

区画漁業

1 免許予定日

平成25年9月1日

2 存続期間

平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

3 申請期間

平成25年6月3日から同年7月19日まで

4 免許の内容たるべき事項および地元地区

公示番号 区第200号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第一種区画漁業

名称 真珠養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市甲ヶ崎地先

ウ 漁場の区域

次の基点第196号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)および基点第198号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第194号 小浜市若狭と同市仏谷との境界に設置した標柱

基点第195号 小浜市若狭地先オノ前に設置した標柱

基点第196号 小浜市若狭地先ナ
カノハネに設置した
標柱

基点第197号 小浜市若狭地先絵
名郷鼻に設置した標
柱

基点第198号 小浜市若狭地先志
の熊の鼻に設置した
標柱

基点第199号 小浜市甲ヶ崎地先
野の鼻に設置した標
柱

基点第200号 小浜市甲ヶ崎地先
的場に設置した標柱

基点第201号 小浜市甲ヶ崎と同
市福谷との境界に設
置した標柱

基点第381号 小浜市甲ヶ崎地先
四ツ辻下に設置した
標柱

(ア) 基点第194号から基点第20
1号を見通す線上400メートル
の点

(イ) 基点第201号から基点第19
4号を見通す線上150メートル
の点

(ウ) 基点第381号から基点第19
5号を見通す線上150メートル
の点

(エ) 基点第197号から基点第20
0号を見通す線上180メートル
の点

(オ) 基点第198号から基点第19
9号を見通す線上300メートル
の点

(2) 制限または条件
いかだ敷設等については、別途指令す

る指示に従わなければならない。

(3) 地元地区
小浜市甲ヶ崎
公示番号 区第201号

(1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第一種区画漁業
名称 真珠養殖業
時期 1月1日から12月31日ま
で

イ 漁場の位置
小浜市甲ヶ崎地先

ウ 漁場の区域
次の基点第199号、(ア)、(イ)、(ウ)と
基点第381号の各点を順次に結んだ
線と最大高潮時海岸線とによって囲ま
れた区域。

基点第195号 小浜市若狭地先オ
ノ前に設置した標柱

基点第197号 小浜市若狭地先絵
名郷鼻に設置した標
柱

基点第198号 小浜市若狭地先志
の熊の鼻に設置した
標柱

基点第199号 小浜市甲ヶ崎地先
野の鼻に設置した標
柱

基点第200号 小浜市甲ヶ崎地先
的場に設置した標柱

基点第381号 小浜市甲ヶ崎地先
四ツ辻下に設置した
標柱

(ア) 基点第199号から基点第19
8号を見通す線上130メートル
の点

(イ) 基点第200号から基点第19

7号を見通す線上100メートル
の点

(ウ) 基点第381号から基点第19
5号を見通す線上100メートル
の点

(2) 制限または条件
いかだ敷設等については、別途指令す
る指示に従わなければならない。

(3) 地元地区
小浜市甲ヶ崎
公示番号 区第202号

(1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第一種区画漁業
名称 真珠養殖業
時期 1月1日から12月31日ま
で

イ 漁場の位置
小浜市岡津地先

ウ 漁場の区域
次の基点第211号、(ア)および基点
第566号の各点を順次に結んだ線と
最大高潮時海岸線とによって囲まれた
区域。

基点第211号 小浜市岡津地先川
尻鼻に設置した標柱

基点第566号 小浜市岡津地先岡
津港防波堤先端に設
置した標柱

(ア) 基点第211号から真方位30
8度200メートルの点

(2) 制限または条件
いかだ敷設等については、別途指令す
る指示に従わなければならない。

(3) 地元地区
小浜市東勢、西勢、飯盛、加斗、鯉川
および岡津

公示番号 区第203号

(1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第一種区画漁業
名称 真珠養殖業
時期 1月1日から12月31日ま
で

イ 漁場の位置
小浜市鯉川地先

ウ 漁場の区域
次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)および(ア)
の各点を順次に結んだ線によって囲ま
れた区域。

基点第211号 小浜市岡津地先川
尻鼻に設置した標柱

基点第310号 大飯郡おおい町長
井礁に設置した標柱

基点第537号 小浜市岡津地先西
川尻鼻に設置した標
柱

(ア) 基点第537号から真方位25
5度300メートルの点

(イ) 基点第211号から真方位28
2度540メートルの点

(ウ) 基点第310号から真方位33
0度660メートルの点

(エ) 基点第310号から真方位31
9度450メートルの点

(オ) 基点第310号から真方位39
度320メートルの点

(2) 制限または条件
いかだ敷設等については、別途指令す
る指示に従わなければならない。

(3) 地元地区
小浜市東勢、西勢、飯盛、加斗、鯉川
および岡津
公示番号 区第205号

(1) 免許の内容たるべき事項

- ア 漁業の種類、名称および時期
 - 種類 第一種区画漁業
 - 名称 真珠養殖業
 - 時期 1月1日から12月31日まで
 - イ 漁場の位置
 - 大飯郡おおい町小堀地先
 - ウ 漁場の区域
 - 次の基点第214号、(ア)および基点第433号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
 - 基点第214号 大飯郡おおい町本郷地先北山に設置した標柱
 - 基点第216号 大飯郡高浜町車持地先和田鼻に設置した標柱
 - 基点第433号 大飯郡おおい町小堀地先小堀川に設置した標柱
- (ア) 基点第214号と基点第216号とを結ぶ線と基点第433号と大飯郡おおい町犬見地先小赤崎とを結ぶ線との交点
- (2) 制限または条件
いかだ敷設等については、別途指示する指示に従わなければならない。
- (3) 地元地区
大飯郡おおい町犬見
公示番号 区第206号
- (1) 免許の内容たるべき事項
- ア 漁業の種類、名称および時期
 - 種類 第二種区画漁業
 - 名称 魚類養殖業
 - 時期 1月1日から12月31日まで

- イ 漁場の位置
 - 大飯郡高浜町車持地先
 - ウ 漁場の区域
 - 次の基点第215号、(ア)および基点第216号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
 - 基点第214号 大飯郡おおい町本郷地先北山に設置した標柱
 - 基点第215号 大飯郡おおい町小堀地先小堀と同郡高浜町車持との境界に設置した標柱
 - 基点第216号 大飯郡高浜町車持地先和田鼻に設置した標柱
 - 基点第222号 大飯郡おおい町と同郡高浜町との境界赤崎に設置した標柱
- (ア) 基点第214号と基点第216号とを結ぶ線と基点第215号と基点第222号とを結ぶ線との交点
- (2) 地元地区
大飯郡高浜町和田
公示番号 区第207号
- (1) 免許の内容たるべき事項
- ア 漁業の種類、名称および時期
 - 種類 第一種区画漁業
 - 名称 真珠養殖業
 - 時期 1月1日から12月31日まで
 - イ 漁場の位置
 - 大飯郡おおい町犬見地先
 - ウ 漁場の区域
 - 次の基点第223号、(ア)、(イ)および基点第224号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
 - 基点第214号 大飯郡おおい町本郷地先北山に設置し

- 次の基点第222号、(ア)および基点第223号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
 - 基点第222号 大飯郡おおい町と同郡高浜町との境界赤崎に設置した標柱
 - 基点第223号 大飯郡おおい町犬見地先つばに設置した標柱
 - 基点第225号 大飯郡おおい町犬見地先青柳に設置した標柱
- (ア) 基点第222号と基点第225号とを結ぶ線と基点第223号から真方位193度の線との交点
- (2) 制限または条件
いかだ敷設等については、別途指示する指示に従わなければならない。
- (3) 地元地区
大飯郡おおい町犬見
公示番号 区第208号
- (1) 免許の内容たるべき事項
- ア 漁業の種類、名称および時期
 - 種類 第一種区画漁業
 - 名称 真珠養殖業
 - 時期 1月1日から12月31日まで
 - イ 漁場の位置
 - 大飯郡おおい町犬見地先
 - ウ 漁場の区域
 - 次の基点第223号、(ア)、(イ)および基点第224号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
 - 基点第214号 大飯郡おおい町本郷地先北山に設置し

- た標柱
 - 基点第222号 大飯郡おおい町と同郡高浜町との境界赤崎に設置した標柱
 - 基点第223号 大飯郡おおい町犬見地先つばに設置した標柱
 - 基点第224号 大飯郡おおい町犬見地先犬見棧橋に設置した標柱
 - 基点第225号 大飯郡おおい町犬見地先青柳に設置した標柱
- (ア) 基点第222号と基点第225号とを結ぶ線と基点第223号から真方位193度の線との交点
- (イ) 点(ア)と基点第225号とを結ぶ線と基点第224号と基点第214号とを結ぶ線との交点
- (2) 制限または条件
いかだ敷設等については、別途指示する指示に従わなければならない。
- (3) 地元地区
大飯郡おおい町犬見
公示番号 区第210号
- (1) 免許の内容たるべき事項
- ア 漁業の種類、名称および時期
 - 種類 第一種区画漁業
 - 名称 真珠養殖業
 - 時期 1月1日から12月31日まで
 - イ 漁場の位置
 - 大飯郡おおい町犬見地先
 - ウ 漁場の区域
 - 次の基点第224号、(ア)、(イ)および基点第225号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲ま

れた区域。

基点第214号 大飯郡おおい町本郷地先北山に設置した標柱

基点第222号 大飯郡おおい町と同郡高浜町との境界赤崎に設置した標柱

基点第224号 大飯郡おおい町犬見地先犬見棧橋に設置した標柱

基点第225号 大飯郡おおい町犬見地先青柳に設置した標柱

(ア) 基点第222号と基点第225号とを結ぶ線と基点第224号と基点第214号とを結ぶ線との交点

(イ) 基点第225号から大飯郡おおい町本郷地先瀬崎を見通す線上150メートルの点

(2) 制限または条件

いかだ敷設等については、別途指令する指示に従わなければならない。

(3) 地元地区

大飯郡おおい町犬見

公示番号 区第211号

(1) 漁業の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第一種区画漁業

名称 真珠養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

大飯郡おおい町犬見地先

ウ 漁場の区域

次の基点第226号、(ア)、(イ)および基点第434号の各点を順次に結んだ

線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第212号 小浜市鯉川と大飯郡おおい町長井との境界大岩に設置した標柱

基点第226号 大飯郡おおい町犬見地先犬見崎に設置した標柱

基点第434号 大飯郡おおい町犬見地先葉ヶ崎に設置した標柱

(ア) 基点第226号から基点第212号を見通す線上100メートルの点

(イ) 基点第434号から基点第212号を見通す線上150メートルの点

(2) 制限または条件

いかだ敷設等については、別途指令する指示に従わなければならない。

(3) 地元地区

大飯郡おおい町犬見

定置漁業

1 免許予定日

平成25年9月1日

2 存続期間

平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

3 申請期間

平成25年6月3日から同年7月19日まで

4 免許の内容たるべき事項および地元地区

公示番号 定第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

福井市長橋町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第21号、(ア)、(イ)および基点第21号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第21号 福井市長橋町地先一本松に設置した標柱

(ア) 基点第21号から真方位313度1,500メートルの点

(イ) 基点第21号から真方位288度1,600メートルの点

(2) 地元地区

福井市免鳥、浜住、和布、蓑、松蔭、長橋、北菅生および南菅生

公示番号 定第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

福井市栄崎町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第28号、(ア)、(イ)および基点第29号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第28号 福井市栄崎町地先越知宮北に設置した標柱

基点第29号 福井市栄崎町地先上戸崎に設置した標柱

(ア) 基点第28号から真方位288度2,300メートルの点

(イ) 基点第29号から真方位277度2,300メートルの点

(2) 地元地区

福井市栄崎町

公示番号 定第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

丹生郡越前町小樟地先

ウ 漁場の区域

次の基点第41号、(ア)、(イ)および基点第42号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第41号 丹生郡越前町小樟地先ぶり岩に設置した標柱

基点第42号 丹生郡越前町小樟地先横島に設置した標柱

(ア) 基点第41号から真方位270度1,500メートルの点

(イ) 基点第42号から真方位249度1,550メートルの点

(2) 地元地区

丹生郡越前町小樟

公示番号 定第5号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 4月1日から翌年3月31日

福井県報

号外第32号
平成30年
5月30日(水)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

目次

告示

- 海面に係る区画漁業および定置漁業の免許の内容たるべき事項の決定(二六〇・水産課)…………… |
- 内水面に係る区画漁業の免許の内容たるべき事項の決定(二六一・区)…………… | |||

知 示

福井県告示第260号

漁業法(昭和24年法律第267号)第1条第1項の規定に基づき、海面に係る区画漁業および定置漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、存続期間、申請期間および地元地区を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成30年5月30日
福井県知事 西川 一誠

区画漁業

- 1 免許予定日
平成30年9月1日
- 2 存続期間
平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
- 3 申請期間
平成30年6月4日から同年7月20日まで
- 4 免許の内容たるべき事項および地元地区
公示番号 区第1号
 - (1) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第1種区画漁業
名称 わかめおよびこんぶ養殖業
時期 10月1日から翌年5月31日まで
 - イ 漁場の位置

- 坂井市三国町崎地先
- ウ 漁場の区域
次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
- (ア) 坂井市三国町崎地先飛島に設置された崎沖防波堤西端
- (イ) (ア)から真方位180度130メートルの点
- (ウ) (イ)から真方位90度80メートルの点
- (エ) 坂井市三国町崎地先飛島東端
- (2) 地元地区
坂井市三国町崎
公示番号 区第2号
- (1) 免許の内容たるべき事項
- ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第1種区画漁業
名称 はまち、たい、にじます、さくらますおよびぎんざげ小割式養殖業
時期 1月1日から12月31日まで
 - イ 漁場の位置
福井市鷹巣地先
 - ウ 漁場の区域
次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線ならびに(ア)と(エ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域
基点第1017号 福井市和布町地係(福井市漁業協同組合)に設置した標鉾
- (ア) 基点第1017号から真方位327.5度163メートルの点
- (イ) (ア)から真方位320度12メートルの点
- (ウ) (イ)から真方位233度40メー

- ルの点
- (エ) (ウ)から真方位140度12メートルの点
- (2) 地元地区
福井市和布町
公示番号 区第3号
- (1) 免許の内容たるべき事項
- ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第1種区画漁業
名称 わかめおよびほんだわら養殖業
時期 1月1日から12月31日まで
 - イ 漁場の位置
福井市居倉地先
 - ウ 漁場の区域
次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線ならびに(ア)と(エ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域
基点第33号 福井市蒲生町と同市居倉町の境界に設置した標柱
- (ア) 基点第33号から真方位293度400メートルの点
- (イ) 基点第33号から真方位293度650メートルの点
- (ウ) 基点第33号から真方位274度30分790メートルの点
- (エ) 基点第33号から真方位263度560メートルの点
- (2) 地元地区
福井市大味町、菜崎町、蒲生町および居倉町
公示番号 区第5号
- (1) 免許の内容たるべき事項
- ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第1種区画漁業

名称 わかめ養殖業

時期 10月1日から翌年4月30日
日まで

イ 漁場の位置

丹生郡越前町大樟地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線ならびに(ア)と(エ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第43号 丹生郡越前町小樟と同町大樟の境界に設置した標柱

(ア) 基点第43号から真方位245度130メートルの点

(イ) 基点第43号から真方位245度200メートルの点

(ウ) 基点第43号から真方位200度300メートルの点

(エ) 基点第43号から真方位200度200メートルの点

(2) 地元地区

丹生郡越前町小樟および大樟

公示番号 区第6号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 わかめ養殖業

時期 10月1日から翌年4月30日
日まで

イ 漁場の位置

南条郡南越前町糠地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)および(カ)を順次に結んだ線ならびに(ア)と(カ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第1009号 南条郡南越前町糠地先糠灯台に設置し

た標柱

(ア) 基点第1009号から真方位175度150メートルの点

(イ) 基点第1009号から真方位156度294メートルの点

(ウ) 基点第1009号から真方位161度426メートルの点

(エ) 基点第1009号から真方位155度438メートルの点

(オ) 基点第1009号から真方位146度300メートルの点

(カ) 基点第1009号から真方位156度126メートルの点

(2) 地元地区

南条郡南越前町糠

公示番号 区第7号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 わかめ養殖業

時期 10月1日から翌年4月30日
日まで

イ 漁場の位置

南条郡南越前町甲楽城地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線ならびに(ア)と(エ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第458号 南条郡南越前町甲楽城地先平礁に設置した標柱

基点第459号 南条郡南越前町甲楽城地先旧甲楽城灯台跡に設置した標柱

(ア) 基点第458号から真方位210度150メートルの点

(イ) 基点第458号から真方位210

度550メートルの点

(ウ) 基点第459号から真方位238度650メートルの点

(エ) 基点第459号から真方位238度150メートルの点

(2) 地元地区

南条郡南越前町甲楽城

公示番号 区第8号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 わかめ養殖業

時期 10月1日から翌年4月30日
日まで

イ 漁場の位置

南条郡南越前町甲楽城地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線ならびに(ア)と(エ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第57号 南条郡南越前町甲楽城と同町今泉の境界に設置した標柱

基点第460号 南条郡南越前町甲楽城地先牛礁に設置した標柱

(ア) 基点第460号から真方位218度50メートルの点

(イ) 基点第460号から真方位218度300メートルの点

(ウ) 基点第57号から真方位246度400メートルの点

(エ) 基点第57号から真方位278度140メートルの点

(2) 地元地区

南条郡南越前町甲楽城

公示番号 区第10号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 わかめ養殖業

時期 10月1日から翌年4月30日
日まで

イ 漁場の位置

敦賀市杉津地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線ならびに(ア)と(エ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第67号 敦賀市杉津地先新谷小浜に設置した標柱

基点第441号 敦賀市杉津地先杉津黒岩に設置した標柱

(ア) 基点第441号から真方位218度270メートルの点

(イ) 基点第441号から真方位218度420メートルの点

(ウ) 基点第67号から真方位218度215メートルの点

(エ) 基点第67号から真方位218度65メートルの点

(2) 地元地区

敦賀市杉津、元比田、大比田、横浜、

阿曾、拳野、五幡および江良

公示番号 区第11号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 たこ小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日
まで

イ 漁場の位置

敦賀市赤崎地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線ならびに(ア)と(エ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第68号 敦賀市赤崎地先ナスビ鼻に設置した標柱

基点第513号 敦賀市田結地先鳥島に設置した標柱

(ア) 基点第513号から基点第68号を見通す線上700メートルの点

(イ) 基点第513号から基点第68号を見通す線上350メートルの点

(ウ) 基点第513号から真方位48度408メートルの点

(エ) 基点第68号から真方位169度405メートルの点

(2) 地元地区

敦賀市赤崎、田結および鞠山

公示番号 区第12号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第1種区画漁業
名称 ふぐ、たい、たこ、めばるおよびひらめ小割式養殖業
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

敦賀市櫛川地先

ウ 漁場の区域

基点第546号、次の点(ア)、(イ)および基点第337号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第337号 敦賀市櫛川と同市二村の境界湧所崎に設置した標柱

基点第546号 敦賀市櫛川地先花城防波堤突端に設置した

標柱

(ア) 基点第546号から真方位116度105メートルの点

(イ) 基点第337号から真方位73度130メートルの点

(2) 地元地区

敦賀市松島

公示番号 区第13号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第1種区画漁業
名称 ふぐ、たいおよびたこ小割式養殖業
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

敦賀市名子地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(オ)を順次に結んだ線ならびに(ア)と(オ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第74号 敦賀市名子地先名子崎に設置した標柱

基点第548号 敦賀市名子地先西端砂防堤基部に設置した標柱

基点第567号 敦賀市名子地先東第2砂防堤基部に設置した標柱

(ア) 基点第567号から(オ)を見通す線上340メートルの点

(イ) 基点第548号から(オ)を見通す線上300メートルの点

(ウ) 基点第548号から(オ)を見通す線上100メートルの点

(エ) 基点第567号から(オ)を見通す線上140メートル

(オ) 基点第74号から真方位23度の線と最大高潮時海岸線の交点(敦賀市沓地先小崎)

(2) 地元地区

敦賀市名子

公示番号 区第15号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第1種区画漁業
名称 ふぐ、たい、かんぱちおよびはまち小割式養殖業
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

敦賀市縄間地先

ウ 漁場の区域

基点第488号、次の点(ア)および(イ)を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第488号 敦賀市縄間地先猫岩に設置した標柱

(ア) 基点第488号から真方位20度437メートルの点

(イ) 基点第488号から真方位328度433メートルの点

(2) 地元地区

敦賀市縄間

公示番号 区第16号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第1種区画漁業
名称 ふぐ、たい、かんぱち、はまちおよびたこ小割式養殖業
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

敦賀市縄間地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第338号 敦賀市縄間地先共同作業場南端に設置した標柱

(ア) 基点第338号から真方位28度194メートルの点

(イ) 基点第338号から真方位46度200メートル

(ウ) 基点第338号から真方位43度280メートル

(エ) 基点第338号から真方位30度278メートル

(2) 地元地区

敦賀市縄間

公示番号 区第17号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第1種区画漁業
名称 たい、ひらめ、たこ、ふぐ、ぶり、かわはぎおよびあじ小割式養殖業
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

敦賀市常宮地先

ウ 漁場の区域

基点第1015号、次の点(ア)、(イ)および(ウ)ならびに基点第1015号と(ウ)を結んだ線によって囲まれた区域

基点第1015号 敦賀市常宮地先船揚場に設置した標柱

(ア) 基点第1015号から真方位137度150メートルの点

(イ) (ア)から真方位215度200メー

トルの点

(ウ) 基点第1015号から真方位215度200メートルの点

(2) 地元地区

敦賀市常宮

公示番号 区第18号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 ふぐ、たい、たこ、あじおよびまはた小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

敦賀市沓地先

ウ 漁場の区域

基点第446号、次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第448号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第446号 敦賀市沓地先松の本に設置した標柱

基点第448号 敦賀市沓地先姫子松に設置した標柱

(ア) 基点第446号から真方位138度100メートルの点

(イ) 基点第446号から真方位88度208メートルの点

(ウ) 基点第448号から真方位300度305メートルの点

(エ) 基点第448号から真方位250度170メートルの点

(2) 地元地区

敦賀市沓

公示番号 区第20号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 あじ、しまあじ、ぶり、すずき、ふぐ、たい、さば、にじま

す、まはた、かわはぎおよびたこ小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

敦賀市手地先

ウ 漁場の区域

基点第499号、次の点(ア)、(イ)および(ウ)を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第449号 敦賀市手地先船付場岩に設置した標柱

基点第491号 敦賀市手地先田浜川川尻に設置した標柱

(ア) 基点第449号から真方位83度300メートルの点

(イ) 基点第491号から真方位104度430メートルの点

(ウ) (イ)から真方位257度の線と最大高潮時海岸線との交点

(2) 地元地区

敦賀市手

公示番号 区第21号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 ふぐおよびたい小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

敦賀市手地先

ウ 漁場の区域

基点第1014号、次の点(ア)、(イ)および基点第340号を順次に結んだ線

と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第340号 敦賀市手地先キバ二本松に設置した標柱

基点第1014号 北緯35度42分54.51秒、東経

136度02分20.51秒の点

(ア) 基点第1014号から真方位5.5度180メートルの点

(イ) 基点第340号から真方位60度285メートルの点

(2) 地元地区

敦賀市手

公示番号 区第22号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 かんばち、さば、あじ、しまあじ、すずき、ふぐ、たい、ま

はたおよびかわはぎ小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

敦賀市色浜地先

ウ 漁場の区域

基点第82号、次の点(ア)、(イ)および(ウ)を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第82号 敦賀市色浜地先鈴ヶ岩に設置した標柱

(ア) 基点第82号から真方位46度100メートルの点

(イ) (ア)から真方位337度420メートルの点

(ウ) (イ)から真方位225度100メー

トルの点

(2) 地元地区

敦賀市色浜

公示番号 区第23号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 かんばち、さば、あじ、しまあじ、すずき、ふぐ、たい、ま

はたおよびかわはぎ小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

敦賀市色浜および浦底地先

ウ 漁場の区域

基点第450号、次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第85号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第83号 敦賀市浦底地先タテガミ鼻に設置した標柱

基点第85号 敦賀市浦底地先弁天岩に設置した標柱

基点第450号 敦賀市色浜地先墓の松に設置した標柱

基点第492号 敦賀市色浜地先ナンコノ鼻突端に設置した標柱

(ア) 基点第450号から真方位73度150メートルの点

(イ) 基点第492号から真方位73度150メートルの点

(ウ) 基点第83号から真方位23度190メートルの点

(エ) 基点第85号から真方位73度150メートルの点

(2) 地元地区

敦賀市色浜および浦底

公示番号 区第25号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 ぶり、かんぱち、ふぐ、たい、さば、さくらます、にじますおよびぎんざけ小割式養殖業ならびにかき垂下式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

三方郡美浜町丹生地先

ウ 漁場の区域

基点第101号と基点第106号とを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、基点第102号と基点第104号とを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。

基点第101号 三方郡美浜町丹生地先万灯場2号に設置した標柱

基点第102号 三方郡美浜町丹生地先万灯場1号に設置した標柱

基点第104号 三方郡美浜町丹生地先志比尻南端に設置した標柱

基点第106号 三方郡美浜町丹生地先護岸堤1号に設置した標柱

(2) 地元地区

三方郡美浜町丹生

公示番号 区第26号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 わかめ養殖業

時期 10月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置

三方郡美浜町丹生地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線ならびに(ア)と(エ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第99号 三方郡美浜町丹生地先おりずめに設置した標柱

基点第322号 三方郡美浜町丹生地先恵比須浜北寄に設置した標柱

(ア) 基点第322号から真方位143度950メートルの点

(イ) 基点第99号から真方位133度600メートルの点

(ウ) 基点第99号から真方位154度900メートルの点

(エ) 基点第99号から真方位142度1,050メートルの点

(2) 地元地区

三方郡美浜町丹生

公示番号 区第27号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 わかめ養殖業

時期 10月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置

三方郡美浜町菅浜地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に

結んだ線ならびに(ア)と(エ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第112号 三方郡美浜町菅浜地先沖ノ礁に設置した標柱

(ア) 基点第112号から真方位135度300メートルの点

(イ) 基点第112号から真方位163度23分749メートルの点

(ウ) (イ)から真方位270度200メートルの点

(エ) 基点第112号から真方位177度42分215メートルの点

(2) 地元地区

三方郡美浜町菅浜

公示番号 区第28号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 ぶり、ふぐ、たい、かんぱち、ひらまさおよびかわはぎ小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

三方郡美浜町日向地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)および(キ)を順次に結んだ線ならびに(ア)と(キ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第549号 三方郡美浜町日向地先日向湖出入口に面する旧日向漁業協同組合荷揚場突端に設置した標柱

(ア) 基点第549号から(オ)を見通す線

上120メートルの点

(イ) (オ)から基点第549号を見通す線上130メートルの点

(ウ) (カ)から(キ)を見通す線上120メートルの点

(エ) (キ)から(カ)を見通す線上250メートルの点

(オ) 基点第549号から真方位250度の線と最大高潮時海岸線の交点(三方郡美浜町日向地先越坂山ふもと)

(カ) 基点第549号から真方位204度の線と最大高潮時海岸線の交点(三方郡美浜町日向地先崩獄突端)

(キ) (カ)から真方位76度の線と最大高潮時海岸線の交点(三方郡美浜町日向地先東地区端)

(2) 地元地区

三方郡美浜町日向

公示番号 区第30号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 わかめ養殖業

時期 12月16日から翌年3月15日まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町常神地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)および基点第500号を順次に結んだ線と御神島最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第352号 三方上中郡若狭町常神地先コタワ崎に設置した標柱

基点第354号 三方上中郡若狭町常神地先トチ礁に設置し

た標柱

基点第500号 三方上中郡若狭町常
神地先御神島牛鼻に設
置した標柱

(ア) 基点第354号から真方位261
度の線と御神島最大高潮時海岸線の
交点(三方上中郡若狭町常神地先御
神島南端)

(イ) 基点第354号から(ア)を見通す線
上100メートルの点

(ウ) 基点第352号から基点第500
号を見通す線上50メートルの点

(2) 地元地区

三方上中郡若狭町常神

公示番号 区第31号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 わかめ養殖業

時期 10月1日から翌年4月30
日まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町常神地先

ウ 漁場の区域

基点第356号、基点第142号、
次の点(ア)および基点第151号の各点
を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線
によって囲まれた区域

基点第142号 三方上中郡若狭町常
神地先たこ岩に設置し
た標柱

基点第151号 三方上中郡若狭町神
子地先大の鼻さざえ礁
に設置した標柱

基点第356号 三方上中郡若狭町常
神と同町神子の境界ぐ
じの浜に設置した標柱

(ア) 基点第151号から真方位259
度400メートルの点

(2) 地元地区

三方上中郡若狭町常神

公示番号 区第32号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 ぶり、たい、あじ、さば、め
じな、いしだい、にじます、あ
おりいかおよびたこ小割式養殖
業

時期 1月1日から12月31日ま
で

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町常神地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に
結んだ線と最大高潮時海岸線によって
囲まれた区域

基点第144号 三方上中郡若狭町常
神地先荒神崎に設置し
た標柱

基点第356号 三方上中郡若狭町常
神と同町神子の境界ぐ
じの浜に設置した標柱

基点第357号 三方上中郡若狭町神
子地先朝鮮島に設置し
た標柱

(ア) 基点第357号から真方位343
度の線と最大高潮時海岸線の交点(三
方上中郡若狭町常神地先常神のそ
てつ前浜)

(イ) (ア)から基点第357号を見通す線
上200メートルの点

(ウ) 基点第144号から基点第356
号を見通す線上200メートルの点

(エ) 基点第144号から真方位130
度の線と最大高潮時海岸線の交点(三
方上中郡若狭町常神地先下の山川
左岸)

(2) 地元地区

三方上中郡若狭町常神

公示番号 区第33号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 ぶり、ふぐ、たい、あじ、さ
ば、ひらめ、めじな、いしだい
、にじます、あおりいかおよび
たこ小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日ま
で

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町常神地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)および基点第356号
を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線
によって囲まれた区域

基点第144号 三方上中郡若狭町常
神地先荒神崎に設置し
た標柱

基点第356号 三方上中郡若狭町常
神と同町神子の境界ぐ
じの浜に設置した標柱

(ア) 基点第144号から真方位130
度の線と最大高潮時海岸線の交点(三
方上中郡若狭町常神地先下の山川
左岸)

(イ) 基点第356号から基点第144
号を見通す線上150メートルの点

(2) 地元地区

三方上中郡若狭町常神

公示番号 区第35号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 わかめ養殖業

時期 10月1日から翌年4月30
日まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町神子地先

ウ 漁場の区域

基点第151号、次の点(ア)、(イ)およ
び基点第153号を順次に結んだ線と
最大高潮時海岸線によって囲まれた区
域

基点第151号 三方上中郡若狭町神
子地先大の鼻さざえ礁
に設置した標柱

基点第153号 三方上中郡若狭町神
子地先牛ヶ鼻に設置し
た標柱

(ア) 基点第151号から真方位259
度400メートルの点

(イ) 基点第153号から真方位252
度600メートルの点

(2) 地元地区

三方上中郡若狭町神子

公示番号 区第36号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 ぶり、ふぐ、たい、まはた、
にじますおよびあおりいか小割
式養殖業

時期 1月1日から12月31日ま
で

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町神子地先

ウ 漁場の区域

基点第359号、次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第359号 三方上中郡若狭町神子地先防波堤突端に設置した標柱

基点第361号 三方上中郡若狭町神子地先小浜に設置した標柱

基点第550号 三方上中郡若狭町神子地先神子棧橋突端に設置した標柱

(ア) 基点第550号から真方位295度170メートルの点

(イ) 基点第550号から真方位240度170メートルの点

(ウ) 基点第361号から真方位355度750メートルの点

(エ) 基点第361号から真方位355度の線と最大高潮時海岸線の交点(三方上中郡若狭町神子地先)

(2) 地元地区

三方上中郡若狭町神子

公示番号 区第37号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 わかめ養殖業

時期 10月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町神子地先

ウ 漁場の区域

基点第360号、次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第156号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、基点第360号

、(カ)、(キ)および基点第420号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。

基点第156号 三方上中郡若狭町神子と同町小川の境界に設置した標柱

基点第358号 三方上中郡若狭町神子地先サザエ礁に設置した標柱

基点第359号 三方上中郡若狭町神子地先防波堤突端に設置した標柱

基点第360号 三方上中郡若狭町神子地先ボラ礁に設置した標柱

基点第361号 三方上中郡若狭町神子地先小浜に設置した標柱

基点第420号 三方上中郡若狭町神子地先波風崎に設置した標柱

(ア) 基点第360号から基点第359号を見通す線上400メートルの点

(イ) 基点第361号から基点第358号を見通す線上700メートルの点

(ウ) 基点第420号から真方位325度700メートルの点

(エ) 基点第156号から真方位286度250メートルの点

(カ) 基点第420号から真方位325度150メートルの点

(キ) 基点第360号から基点第359号を見通す線上150メートルの点

(2) 地元地区

三方上中郡若狭町神子

公示番号 区第38号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 ぶり、ふぐ、たい、あじ、にじますおよびあおりいか小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町小川地先

ウ 漁場の区域

基点第161号、基点第372号および基点第158号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第158号 三方上中郡若狭町小川地先大戸岩横礁に設置した標柱

基点第161号 三方上中郡若狭町小川地先烏帽子礁に設置した標柱

基点第372号 三方上中郡若狭町小川地先黒グリに設置した標柱

(2) 地元地区

三方上中郡若狭町小川

公示番号 区第50号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 わかめ養殖業

時期 10月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町小川地先

ウ 漁場の区域

基点第161号、基点第372号、次の点(ア)、(イ)および基点第162号を

順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第158号 三方上中郡若狭町小川地先大戸岩横礁に設置した標柱

基点第161号 三方上中郡若狭町小川地先烏帽子礁に設置した標柱

基点第162号 三方上中郡若狭町小川地先さざえ礁に設置した標柱

基点第372号 三方上中郡若狭町小川地先黒グリに設置した標柱

(ア) 基点第372号から基点第158号を見通す線上400メートルの点

(イ) 基点第162号から真方位214度800メートルの点

(2) 地元地区

三方上中郡若狭町小川

公示番号 区第51号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 ぶり、たいおよびあおりいか小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町遊子地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線ならびに(ア)と(エ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域
基点第461号 三方上中郡若狭町遊子地先中ノ神に設置した標柱

基点第462号 三方上中郡若狭町遊子地先スサキに設置した標柱

(ア) 基点第461号から基点第462号を見通す線上150メートルの点

(イ) 基点第462号から基点第461号を見通す線上150メートルの点

(ウ) 基点第461号から真方位139度430メートルの点

(エ) 基点第461号から真方位118度180メートルの点

(2) 地元地区

三方上中郡若狭町遊子

公示番号 区第52号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 わかめ養殖業

時期 10月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町遊子および塩坂越地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線ならびに(ア)と(エ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第165号 三方上中郡若狭町塩坂越地先三ツ礁に設置した標柱

基点第462号 三方上中郡若狭町遊子地先スサキに設置した標柱

(ア) 基点第462号から真方位300度110メートルの点

(イ) 基点第462号から真方位278度400メートルの点

(ウ) 基点第165号から真方位278度400メートルの点

(エ) 基点第165号から真方位278度100メートルの点

(2) 地元地区

三方上中郡若狭町遊子および塩坂越

公示番号 区第53号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 ぶりおよびたい小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町塩坂越地先

ウ 漁場の区域

基点第553号と次の点(ア)とを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第166号 三方上中郡若狭町塩坂越地先九太郎礁に設置した標柱

基点第553号 三方上中郡若狭町塩坂越地先綱かけ岩に設置した標柱

(ア) 基点第166号から真方位110度の線と最大高潮時海岸線との交点(三方上中郡若狭町塩坂越地先いちもどり)

(2) 地元地区

三方上中郡若狭町塩坂越

公示番号 区第55号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 わかめ養殖業

時期 10月1日から翌年4月30

日まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町塩坂越地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線ならびに(ア)と(エ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第166号 三方上中郡若狭町塩坂越地先九太郎礁に設置した標柱

基点第362号 三方上中郡若狭町塩坂越地先枕の鼻に設置した標柱

(ア) 基点第166号から真方位115度210メートルの点

(イ) 基点第166号から真方位205度210メートルの点

(ウ) 基点第362号から真方位295度210メートルの点

(エ) 基点第362号から真方位25度210メートルの点

(2) 地元地区

三方上中郡若狭町塩坂越

公示番号 区第56号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 ぶり、ふぐ、たいおよびまはた小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町世久見地先

ウ 漁場の区域

基点第501号、次の点(ア)、(イ)および基点第554号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区

域

基点第366号 三方上中郡若狭町世久見地先魚見に設置した標柱

基点第501号 三方上中郡若狭町世久見地先大ゴラ礁に設置した標柱

基点第554号 三方上中郡若狭町世久見地先世久見漁港西防波堤旧突端に設置した標柱

基点第555号 三方上中郡若狭町世久見地先大山越礁に設置した標柱

(ア) 基点第366号から基点第501号を見通す線上300メートルの点

(イ) 基点第555号から基点第554号を見通す線上150メートルの点

(2) 地元地区

三方上中郡若狭町世久見

公示番号 区第57号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 わかめ養殖業

時期 10月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町世久見地先

ウ 漁場の区域

基点第515号、次の点(ア)、(イ)、(ウ)、基点第503号および基点第515号を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第369号 三方上中郡若狭町世久見地先窓グリに設置した標柱

基点第503号 三方上中郡若狭町世久見地先箱先に設置した標柱

基点第515号 三方上中郡若狭町世久見地先ボラグリに設置した標柱

基点第516号 三方上中郡若狭町世久見地先コドメに設置した標柱

(ア) 基点第515号から真方位308度700メートルの点

(イ) 基点第503号から基点第369号を見通す線上650メートルの点

(ウ) 基点第503号から基点第516号を見通す線上300メートルの点

(2) 地元地区
三方上中郡若狭町世久見

公示番号 区第58号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第1種区画漁業
名称 ぶり、ふぐ、たい、くろそい、ひらめ、かわはぎ、まはた、にじます、あおりいかおよびたこ小割式養殖業ならびにかき垂下式養殖業
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置
三方上中郡若狭町世久見地先

ウ 漁場の区域
基点第516号、次の点(ア)および基点第369号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第369号 三方上中郡若狭町世久見地先窓グリに設置した標柱

基点第503号 三方上中郡若狭町世久見地先箱先に設置した標柱

基点第516号 三方上中郡若狭町世久見地先コドメに設置した標柱

(ア) 基点第516号から基点第503号を見通す線上100メートルの点

(2) 地元地区
三方上中郡若狭町世久見

公示番号 区第60号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第1種区画漁業
名称 わかめおよびほんだわら養殖業
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置
小浜市田烏地先

ウ 漁場の区域
次の点(ア)、(イ)および基点第518号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第423号と基点第517号を結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。

基点第175号 小浜市田烏と同市矢代の境界名湖崎茨礁に設置した標柱

基点第423号 小浜市田烏地先須ノ浦崎に設置した標柱

基点第463号 小浜市田烏地先ゆるぎに設置した標柱

基点第517号 小浜市田烏地先かいふかに設置した標柱

基点第518号 小浜市田烏地先明神

鼻に設置した標柱

(ア) 基点第463号から真方位140度の線と最大高潮時海岸線の交点(小浜市田烏地先しまのこし)

(イ) (ア)から基点第175号を見通す線上450メートルの点

(2) 地元地区
小浜市田烏

公示番号 区第61号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第1種区画漁業
名称 あじ、ぶり、すずき、ふぐ、たい、さば、くろそい、かわはぎ、あおりいかおよびたこ小割式養殖業
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置
小浜市田烏地先

ウ 漁場の区域
基点第518号、次の点(ア)および基点第562号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第464号 小浜市田烏地先赤礁に設置した標柱

基点第518号 小浜市田烏地先明神鼻に設置した標柱

基点第562号 小浜市田烏地先一本松に設置した標柱

(ア) 基点第518号から基点第464号を見通す線上200メートルの点

(2) 地元地区
小浜市田烏

公示番号 区第62号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業
名称 わかめおよびほんだわら養殖業
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置
小浜市田烏地先

ウ 漁場の区域
基点第464号、次の点(ア)、(イ)および基点第175号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第175号 小浜市田烏と同市矢代の境界名湖崎茨礁に設置した標柱

基点第463号 小浜市田烏地先ゆるぎに設置した標柱

基点第464号 小浜市田烏地先赤礁に設置した標柱

基点第518号 小浜市田烏地先明神鼻に設置した標柱

(ア) 基点第464号から基点第518号を見通す線上500メートルの点

(イ) 基点第175号から(ウ)を見通す線上800メートルの点

(ウ) 基点第463号から真方位140度の線と最大高潮時海岸線との交点(小浜市田烏地先しまのこし)

(2) 地元地区
小浜市田烏

公示番号 区第63号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第1種区画漁業
名称 わかめおよびほんだわら養殖業
時期 1月1日から12月31日まで

で

イ 漁場の位置

小浜市矢代地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線ならびに(ア)と(ウ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第570号 小浜市矢代地先赤石に設置した標柱

基点第571号 小浜市矢代地先黒礁に設置した標柱

基点第572号 小浜市矢代地先矢代崎に設置した標柱

(ア) 基点第572号から真方位337度510メートルの点

(イ) 基点第571号から真方位93度355メートルの点

(ウ) 基点第570号から真方位243度180メートルの点

(エ) 基点第570号から真方位315度1,000メートルの点

(2) 地元地区

小浜市矢代

公示番号 区第65号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 ぶり、たい、いしだい、かわはぎ、あおりいかおよびたこ小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市矢代地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線ならびに(ア)と(エ)を直線で結ん

だ線によって囲まれた区域

基点第570号 小浜市矢代地先赤石に設置した標柱

基点第571号 小浜市矢代地先黒礁に設置した標柱

基点第573号 小浜市矢代地先黒鼻に設置した標柱

基点第574号 小浜市矢代地先土礁に設置した標柱

(ア) 基点第573号から基点第574号を見通す線上60メートルの点

(イ) 基点第573号から基点第574号を見通す線上120メートルの点

(ウ) 基点第571号から基点第570号を見通す線上200メートルの点

(エ) 基点第571号から基点第570号を見通す線上80メートルの点

(2) 地元地区

小浜市矢代

公示番号 区第66号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 わかめおよびほんだわら養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市志積地先

ウ 漁場の区域

基点第481号、次の点(ア)、(イ)および基点第290号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、(ウ)と(エ)を結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。

基点第290号 小浜市犬熊と同市志

積の境界に設置した標柱

基点第481号 小浜市矢代と同市志積の境界黒岩に設置した標柱

(ア) 基点第481号から真方位320度600メートルの点

(イ) 基点第290号から真方位0度600メートルの点

(ウ) 基点第290号から真方位127度の線と最大高潮時海岸線の交点(小浜市志積地先芽干の鼻)

(エ) (ウ)から真方位274度の線と最大高潮時海岸線の交点(小浜市志積地先甚三郎鼻)

(2) 地元地区

小浜市志積

公示番号 区第67号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 わかめおよびほんだわら養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市犬熊地先

ウ 漁場の区域

基点第290号、次の点(ア)および基点第373号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第290号 小浜市犬熊と同市志積の境界に設置した標柱

基点第373号 小浜市犬熊と同市阿納の境界に設置した標柱

(ア) 基点第290号から真方位0度の線と基点第373号から真方位66度の線の交点

(2) 地元地区

小浜市犬熊

公示番号 区第68号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 あじ、さば、ぶり、すずき、ふぐ、たい、かわはぎ、くろそいおよびまはた小割式養殖業

時期 1月1日から翌年12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市犬熊地先

ウ 漁場の区域

基点第290号、次の点(ア)および基点第373号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第290号 小浜市犬熊と同市志積の境界に設置した標柱

基点第373号 小浜市犬熊と同市阿納の境界に設置した標柱

(2) 地元地区

小浜市犬熊

公示番号 区第70号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 ふぐ、たい、あじ、さば、ぶり、すずき、かわはぎ、かさご

、くろそい、ひらめ、まはたおよびあおりい小割式養殖業ならびにかき垂下式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市阿納地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(オ)を順次に結んだ線ならびに(ア)と(オ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第373号 小浜市犬熊と同市阿納の境界に設置した標柱

基点第375号 小浜市阿納と同市西小川の境界に設置した標柱

(ア) 基点第373号から真方位66度100メートルの点

(イ) 基点第373号から真方位66度450メートルの点

(ウ) 基点第375号から真方位63度450メートルの点

(エ) 基点第375号から真方位63度250メートルの点

(オ) 基点第375号から真方位208度310メートルの点

(2) 地元地区

小浜市阿納

公示番号 区第71号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 ぶり、ふぐ、たい、くろそい、すずき、かわはぎ、にじます、さくらます、ぎんざけ、さば、まはたおよびたこ小割式養殖業

殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市西小川地先

ウ 漁場の区域

基点第563号、次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第415号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第376号 小浜市加尾地先ガリグリの鼻に設置した標柱

基点第415号 小浜市西小川と同市加尾の境界に設置した標柱

基点第519号 小浜市西小川地先よもだけに設置した標柱

基点第557号 小浜市加尾地先雀礁に設置した標柱

基点第563号 小浜市西小川地先みはげの鼻に設置した標柱

(ア) 基点第563号から真方位200度106メートルの点

(イ) 基点519号から真方位291度325メートルの点

(ウ) 基点第557号から真方位48度153メートルの点

(エ) 基点第376号から基点519号を見通す線上160メートルの点

(2) 地元地区

小浜市西小川

公示番号 区第72号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 わかめおよびほんだわら養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市西小川地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線ならびに(ア)と(エ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第414号 小浜市西小川地先男礁に設置した標柱

基点第415号 小浜市西小川と同市加尾の境界に設置した標柱

基点第519号 小浜市西小川地先よもだけに設置した標柱

基点第557号 小浜市加尾地先雀礁に設置した標柱

(ア) (エ)から基点第415号を見通す線上210メートルの点

(イ) (ウ)から基点第519号を見通す線上325メートルの点

(ウ) 基点第414号から基点第557号を見通す線上150メートルの点

(エ) 基点第557号から基点第414号を見通す線上150メートルの点

(2) 地元地区

小浜市西小川

公示番号 区第73号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 わかめおよびほんだわら養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市加尾地先

ウ 漁場の区域

基点第376号と基点第377号とを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第376号 小浜市加尾地先ガリグリの鼻に設置した標柱

基点第377号 小浜市加尾地先タカダケに設置した標柱

(2) 地元地区

小浜市加尾

公示番号 区第75号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 ぶり、ふぐ、たい、くろそい、すずき、かわはぎ、にじます、さくらます、ぎんざけおよびたこ小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市宇久地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線ならびに(ア)と(エ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第414号 小浜市西小川地先男礁に設置した標柱

基点第557号 小浜市加尾地先雀礁に設置した標柱

(ア) 基点第414号から真方位234度50分872メートルの点

(イ) 基点第557号から真方位281度675メートルの点

- (ウ) 基点第557号から真方位279度763メートルの点
 (エ) 基点第414号から真方位237度962メートルの点
- (2) 地元地区
 小浜市宇久
 公示番号 区第76号
- (1) 免許の内容たるべき事項
- ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 第1種区画漁業
 名称 わかめおよびほんだわら養殖業
 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置
 小浜市泊地先
- ウ 漁場の区域
 基点第520号、次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
 基点第520号 小浜市泊地先くらざきに設置した標柱
 基点第521号 小浜市泊地先おこべ岩に設置した標柱
- (ア) 基点第520号から真方位183度100メートルの点
 (イ) 基点第521号から真方位183度300メートルの点
 (ウ) 基点第521号から真方位183度100メートルの点
 (エ) 基点第521号から真方位261度の線と最大高潮時海岸線との交点(小浜市泊地先あんじゃ)
- (2) 地元地区
 小浜市泊
 公示番号 区第77号
- (1) 免許の内容たるべき事項

- ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 第1種区画漁業
 名称 かき垂下式養殖業
 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置
 小浜市仏谷地先
- ウ 漁場の区域
 基点第192号、次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第194号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
 基点第192号 小浜市仏谷地先出鼻に設置した標柱
 基点第193号 小浜市仏谷地先児島東端に設置した標柱
 基点第194号 小浜市仏谷と同市若狭の境界かい岩に設置した標柱
 基点第201号 小浜市甲ケ崎と同市福谷の境界に設置した標柱
 基点第202号 小浜市福谷地先松福寺無縁塔に設置した標柱
- (ア) 基点第192号から真方位236度の線と最大高潮時海岸線の交点(小浜市仏谷地先小汐津の鼻)
 (イ) (ア)から真方位168度170メートルの点
 (ウ) 基点第193号から基点第202号を見通す線上200メートルの点
 (エ) 基点第201号から基点第194号を見通す線上800メートルの点
- (2) 地元地区
 小浜市仏谷
 公示番号 区第78号

- (1) 免許の内容たるべき事項
- ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 第1種区画漁業
 名称 かき垂下式養殖業
 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置
 小浜市若狭地先
- ウ 漁場の区域
 基点第194号、次の点(ア)および基点第1016号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
 基点第194号 小浜市仏谷と同市若狭の境界かい岩に設置した標柱
 基点第201号 小浜市甲ケ崎と同市福谷の境界に設置した標柱
 基点第1016号 小浜市若狭船揚場南端に設置した標柱
- (ア) 基点第194号から基点第201号を見通す線上400メートルの点
- (2) 地元地区
 小浜市若狭および甲ケ崎
 公示番号 区第80号
- (1) 免許の内容たるべき事項
- ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 第1種区画漁業
 名称 真珠母貝垂下式養殖業
 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置
 小浜市若狭地先
- ウ 漁場の区域
 基点第1016号、次の点(ア)および基点第196号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

- 基点第194号 小浜市仏谷と同市若狭の境界かい岩に設置した標柱
 基点第196号 小浜市若狭地先ナカノハネに設置した標柱
 基点第201号 小浜市甲ケ崎と同市福谷の境界に設置した標柱
 基点第1016号 小浜市若狭船揚場南端に設置した標柱
- (ア) 基点第194号から基点第201号を見通す線上400メートルの点
- (2) 地元地区
 小浜市若狭および甲ケ崎
 公示番号 区第81号
- (1) 免許の内容たるべき事項
- ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 第1種区画漁業
 名称 かき垂下式養殖業
 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置
 小浜市甲ケ崎地先
- ウ 漁場の区域
 基点第198号と基点第199号を結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の点(ア)、(イ)および(ウ)を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く
- 基点第198号 小浜市若狭地先志の熊の鼻に設置した標柱
 基点第199号 小浜市甲ケ崎地先野の鼻に設置した標柱
- (ア) (イ)から真方位172度の線と最大高潮時海岸線との交点(小浜市阿納尻地先イルカヤ)

(イ) 基点第199号から真方位56度の線と最大高潮時海岸線の交点(小浜市阿納尻地先高屋川口)

(ウ) (イ)から真方位270度の線と最大高潮時海岸線の交点(小浜市阿納尻地先鳥越北端)

(2) 地元地区
小浜市若狭および甲ヶ崎
公示番号 区第82号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第1種区画漁業
名称 かき垂下式養殖業
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置
小浜市福谷地先

ウ 漁場の区域
次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線ならびに(ア)と(エ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域
基点第193号 小浜市仏谷地先児島東端に設置した標柱
基点第194号 小浜市仏谷と同市若狭の境界かい岩に設置した標柱
基点第201号 小浜市甲ヶ崎と同市福谷の境界に設置した標柱
基点第202号 小浜市福谷地先松福寺無縁塔に設置した標柱

(ア) 基点第201号から基点第194号を見通す線上400メートルの点

(イ) 基点第201号から基点第194号を見通す線上800メートルの点

(ウ) 基点第193号から基点第202

号を見通す線上250メートルの点

(エ) 基点第202号から基点第193号を見通す線上600メートルの点

(2) 地元地区
小浜市小松原、新小松原、下竹原、福谷、羽賀および水取
公示番号 区第83号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第1種区画漁業
名称 わかめおよびほんだわら養殖業
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置
小浜市青井地先

ウ 漁場の区域
次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線ならびに(ア)と(エ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域
基点第385号 小浜市青井地先青井崎突端に設置した標柱

(ア) 基点第385号から真方位305度100メートルの点

(イ) 基点第385号から真方位305度500メートルの点

(ウ) (イ)から真方位215度300メートルの点

(エ) (ア)から真方位215度300メートルの点

(2) 地元地区
小浜市小松原、下竹原、新小松原、福谷、北塩屋、山王前、松ヶ崎、湊、堀屋敷、羽賀、水取および一番町
公示番号 区第85号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業
名称 たこ小割式養殖業および真珠母貝垂下式養殖業
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置
小浜市岡津地先

ウ 漁場の区域
次の点(ア)、(イ)、(ウ)および基点第211号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
基点第211号 小浜市岡津地先川尻鼻に設置した標柱

(ア) 基点第211号から真方位24度の線と最大高潮時海岸線の交点(小浜市岡津地先魚鱗の鼻)

(イ) (ア)から真方位308度200メートルの点

(ウ) 基点第211号から真方位308度200メートルの点

(2) 地元地区
小浜市東勢、西勢、飯盛、加斗、鯉川および岡津
公示番号 区第86号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第1種区画漁業
名称 真珠母貝垂下式養殖業
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置
大飯郡おおい町長井および尾内地先

ウ 漁場の区域
次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(カ)および(カ)を順次に結んだ線ならびに(ア)と(カ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域
基点第213号 大飯郡おおい町長井

と同町尾内の境界鉢ヶ崎に設置した標柱

基点第311号 大飯郡おおい町本郷地先佐分利川左岸に設置した標柱

基点第434号 大飯郡おおい町犬見地先葉ヶ崎に設置した標柱

(ア) 基点第213号から真方位4度560メートルの点

(イ) 基点第434号から真方位138度870メートルの点

(ウ) 基点第434号から真方位155度750メートルの点

(エ) 基点第311号から真方位37度690メートルの点

(カ) 基点第311号から真方位37度570メートルの点

(ク) 基点第213号から真方位338度580メートルの点

(2) 地元地区
大飯郡おおい町大島および犬見
公示番号 区第87号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第1種区画漁業
名称 真珠母貝垂下式養殖業
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置
大飯郡おおい町小堀地先

ウ 漁場の区域
基点第433号、次の点(ア)、(イ)および基点第215号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
基点第214号 大飯郡おおい町本郷

地先北山に設置した標柱

基点第215号 大飯郡おおい町小堀
と同郡高浜町和田の境界に設置した標柱

基点第216号 大飯郡高浜町和田地先和田鼻に設置した標柱

基点第222号 大飯郡おおい町犬見
と同郡高浜町和田の境界赤崎に設置した標柱

基点第433号 大飯郡おおい町小堀
地先小堀川に設置した標柱

(ア) 基点第214号と基点第216号
を結ぶ線と基点第433号と(ウ)を結ぶ線との交点

(イ) 基点第214号と基点第216号
を結ぶ線と基点第215号と基点第222号を結ぶ線との交点

(ウ) 基点第433号から真方位6度の線と最大高潮時海岸線の交点(大飯郡おおい町犬見地先小赤崎)

(2) 地元地区

大飯郡おおい町犬見

公示番号 区第88号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 ぶり、ふぐ、たい、いしだい、ひらめ、さば、かわはぎおよびあおりいか小割式養殖業ならびにかき垂下式養殖

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

大飯郡おおい町大島地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線ならびに(ア)と(エ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第527号 大飯郡おおい町大島地先冠者島北端に設置した標柱

(ア) 基点第527号から真方位23度270メートルの点

(イ) 基点第527号から真方位353度500メートルの点

(ウ) 基点第527号から真方位302度600メートルの点

(エ) 基点第527号から真方位269度270メートルの点

(2) 地元地区

大飯郡おおい町大島

公示番号 区第100号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 わかめ養殖業

時期 10月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置

大飯郡おおい町大島地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線ならびに(ア)と(エ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第528号 大飯郡おおい町大島地先赤礁崎に設置した標柱

基点第529号 大飯郡おおい町大島地先押崎に設置した標柱

(ア) 基点第528号から真方位83度

300メートルの点

(イ) 基点第529号から真方位83度

300メートルの点

(ウ) 基点第529号から真方位83度

100メートルの点

(エ) 基点第528号から真方位83度100メートルの点

(2) 地元地区

大飯郡おおい町大島

公示番号 区第101号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第一種区画漁業

名称 にじます、ぎんざけおよびさくらす小割式養殖業ならびにかき垂下式養殖

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

大飯郡おおい町大島地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線ならびに(ア)と(エ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第527号 大飯郡おおい町大島地先冠者島北端に設置した標柱

(ア) 基点第527号から真方位23度270メートルの点

(イ) 基点第527号から真方位3度373メートルの点

(ウ) 基点527号から真方位288度377メートルの点

(エ) 基点第527号から真方位269度270メートルの点

(2) 地元地区

大飯郡おおい町大島

公示番号 区第102号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第一種区画漁業

名称 にじます、ぎんざけおよびさくらす小割式養殖業ならびにかき垂下式養殖

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

大飯郡おおい町大島地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線ならびに(ア)と(エ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第527号 大飯郡おおい町大島地先冠者島北端に設置した標柱

(ア) 基点第527号から真方位63度307メートルの点

(イ) 基点第527号から真方位178度340メートルの点

(ウ) 基点527号から真方位154度732メートルの点

(エ) 基点第527号から真方位107度618メートルの点

(2) 地元地区

大飯郡おおい町大島

公示番号 区第103号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 あかがい、とりがいのおよびさくらす垂下式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町車持地先
 ウ 漁場の区域
 基点第215号、次の点(ア)および基点第216号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
 基点第214号 大飯郡おおい町本郷地先北山に設置した標柱
 基点第215号 大飯郡おおい町小堀地先小堀と同郡高浜町車持の境界に設置した標柱
 基点第216号 大飯郡高浜町車持地先和田鼻に設置した標柱
 基点第222号 大飯郡おおい町と同郡高浜町の境界赤崎に設置した標柱
 (ア) 基点第214号と基点第216号とを結ぶ線と基点第215号と基点第222号を結ぶ線との交点
 (2) 地元地区
 大飯郡高浜町和田
 公示番号 区第105号
 (1) 免許の内容たるべき事項
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 第1種区画漁業
 名称 ぶり、かんぱち、たい、すずきおよびいしだい小割式養殖業
 時期 1月1日から12月31日まで
 イ 漁場の位置
 大飯郡高浜町小黒飯地先
 ウ 漁場の区域
 次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線ならびに(ア)と(エ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第254号 大飯郡高浜町小黒飯地先南脇に設置した標柱
 基点第575号 大飯郡高浜町小黒飯地先小黒飯漁港防波堤旧突端に設置した標柱
 (ア) 基点第254号から真方位37度200メートルの点
 (イ) 基点第254号から真方位17度190メートルの点
 (ウ) 基点第575号から真方位195度130メートルの点
 (エ) 基点第575号から真方位168度150メートルの点
 (2) 地元地区
 大飯郡高浜町小黒飯
 公示番号 区第106号
 (1) 免許の内容たるべき事項
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 第1種区画漁業
 名称 しまあじ、ぶり、ふぐ、たい、かんぱち、いしだい、かわはぎ、いさきおよびまはた小割式養殖業
 時期 1月1日から12月31日まで
 イ 漁場の位置
 大飯郡高浜町音海地先
 ウ 漁場の区域
 基点第558号、次の点(ア)、(イ)および(ウ)を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
 基点第558号 大飯郡高浜町音海地先帯ヶ崎防波堤基部に設置した標柱
 (ア) 基点第558号から真方位241度200メートルの点

(イ) 基点第558号から真方位101度510メートルの点
 (ウ) (イ)から真方位357度の線と最大高潮時海岸線との交点
 (2) 地元地区
 大飯郡高浜町音海
 公示番号 区第107号
 (1) 免許の内容たるべき事項
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 第1種区画漁業
 名称 ぶり、ふぐ、たい、すずき、しまあじ、いさき、まはた、あじ、かんぱちおよびにじます小割式養殖業ならびにひおうぎ垂下式養殖業
 時期 1月1日から12月31日まで
 イ 漁場の位置
 大飯郡高浜町神野浦地先
 ウ 漁場の区域
 次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線ならびに(ア)と(エ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域
 基点第275号 大飯郡高浜町神野浦地先城浦に設置した標柱
 (ア) 基点第275号から真方位330度260メートルの点
 (イ) 基点第275号から真方位319度325メートルの点
 (ウ) 基点第275号から真方位280度268メートルの点
 (エ) 基点第275号から真方位276度180メートルの点
 (2) 地元地区
 大飯郡高浜町神野浦
 公示番号 区第108号

(1) 免許の内容たるべき事項
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 第1種区画漁業
 名称 ぶり、かんぱち、ふぐ、たい、すずき、しまあじ、いさき、まはた、あじ、さば、めじなおよびにじます小割式養殖業ならびにひおうぎ垂下式養殖業
 時期 1月1日から12月31日まで
 イ 漁場の位置
 大飯郡高浜町日引地先
 ウ 漁場の区域
 次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)および(カ)を順次に結んだ線ならびに(ア)と(カ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域
 基点第417号 大飯郡高浜町日引地先取崎鼻に設置した標柱
 基点第418号 大飯郡高浜町日引地先恵良鼻に設置した標柱
 (ア) 基点第418号から真方位150度400メートルの点
 (イ) 基点第418号から真方位172度70メートルの点
 (ウ) 基点第417号から真方位343度170メートルの点
 (エ) 基点第417号から真方位109度115メートルの点
 (オ) 基点第417号から真方位194度260メートルの点
 (カ) 基点第417号から真方位163度420メートルの点
 (2) 地元地区
 大飯郡高浜町日引
 公示番号 区第110号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第1種区画漁業
名称 わかめ養殖業
時期 10月1日から翌年4月30日

イ 漁場の位置
大飯郡高浜町上瀬地先

ウ 漁場の区域
基点第399号、次の点(ア)、(イ)および基点第400号を順次に結んだ線ならびに基点399号と基点400号を直線で結んだ線によって囲まれた区域
基点第266号 大飯郡高浜町音海地

先帯ヶ崎に設置した標柱

基点第398号 大飯郡高浜町音海地
先道路ヶ鼻に設置した標柱

基点第399号 大飯郡高浜町上瀬地
先赤崎に設置した標柱

基点第400号 大飯郡高浜町上瀬地
先秀ヶ崎に設置した標柱

(ア) 基点第399号から基点第266号を見通す線上250メートルの点

(イ) 基点第400号から基点第398号を見通す線上250メートルの点

(2) 地元地区
大飯郡高浜町上瀬

公示番号 区第111号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第1種区画漁業
名称 ぶり、しまあじ、ふぐ、たい、さば、いさき、まはた、あじ、かんぱちおよびにじます小割

式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置
大飯郡高浜町上瀬地先

ウ 漁場の区域
次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線ならびに(ア)と(エ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域
基点第399号 大飯郡高浜町上瀬地
先赤崎に設置した標柱
基点第400号 大飯郡高浜町上瀬地
先秀ヶ崎に設置した標柱

(ア) 基点第400号から基点第399号を見通す線上300メートルの点

(イ) 基点第400号から基点第399号を見通す線上100メートルの点

(ウ) 基点第400号から真方位255度160メートルの点

(エ) 基点第400号から真方位227度330メートルの点

(2) 地元地区

大飯郡高浜町上瀬

定置漁業

1 免許予定日
平成30年9月1日

2 存続期間
平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

3 申請期間
平成30年6月4日から同年7月20日まで

4 免許の内容たるべき事項および地元地区
公示番号 定第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置
福井市長橋町地先

ウ 漁場の区域
基点第21号、次の点(ア)および(イ)を順次に結んだ線ならびに基点第21号と(イ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域
基点第21号 福井市長橋町地先一本松に設置した標柱

(ア) 基点第21号から真方位313度1,500メートルの点

(イ) 基点第21号から真方位288度1,600メートルの点

(2) 地元地区
福井市免鳥町、浜住町、和布町、蓑町、松蔭町、長橋町、北菅生町および南菅生町

公示番号 定第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期
種類 定置漁業
名称 ぶり定置漁業
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置
福井市栄崎町地先

ウ 漁場の区域
基点第28号、次の点(ア)、(イ)および基点第29号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
基点第28号 福井市栄崎町地先越知官北に設置した標柱
基点第29号 福井市栄崎町地先上戸

(ア) 基点第28号から真方位270度1,500メートルの点

(イ) 基点第29号から真方位249度1,550メートルの点

(2) 地元地区
丹生郡越前町小樟

公示番号 定第5号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期
種類 定置漁業
名称 ぶり定置漁業
時期 1月1日から12月31日まで

崎に設置した標柱

(ア) 基点第28号から真方位288度2,300メートルの点

(イ) 基点第29号から真方位27度2,300メートルの点

(2) 地元地区

福井市栄崎町

公示番号 定第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期
種類 定置漁業
名称 ぶり定置漁業
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置
丹生郡越前町小樟地先

ウ 漁場の区域
基点第41号、次の点(ア)、(イ)および基点第42号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
基点第41号 丹生郡越前町小樟地先
ぶり岩に設置した標柱

基点第42号 丹生郡越前町小樟地先

横島に設置した標柱

(ア) 基点第41号から真方位270度1,500メートルの点

(イ) 基点第42号から真方位249度1,550メートルの点

(2) 地元地区

丹生郡越前町小樟

公示番号 定第5号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期
種類 定置漁業
名称 ぶり定置漁業
時期 1月1日から12月31日まで